

大阪府気候変動対策の推進に関する条例
電気需給対策計画書及び電気需給対策報告書

届出の手引き

令和4年12月

大阪府環境農林水産部
脱炭素・エネルギー政策課

電気の需給については、地域の重要な課題となっており、公共性が高く、府民の関心が高いことから、平成 25 年 4 月から大阪府気候変動対策の推進に関する条例（当時の条例名称は、大阪府温暖化の防止等に関する条例。以下「条例」という。）に基づき、大阪府域において電気需給が逼迫するおそれがある時期の前後に、電気の需要予測・需給実績とその取組内容に関する届出を小売電気事業者等に対し義務づけています。

本手引きは、届出が必要と認められる場合に、小売電気事業者等の皆様が「電気需給対策計画書」や「電気需給対策報告書」を作成する際の記載要領として取りまとめたものです。

条例の趣旨をご理解いただき、適正に届出していただきますようお願い致します。

目 次

1. 制度の概要	1
2. 電気需給対策計画書の作成	3
(1) 電気需給対策計画書（表紙）の記載例	3
(2) 別紙（一般送配電事業者）の記載例	4
(3) 別紙（小売電気事業者）の記載例	6
3. 電気需給対策報告書の作成	8
(1) 電気需給対策報告書（表紙）の記載例	8
(2) 別紙（一般送配電事業者）の記載例	9
(3) 別紙（小売電気事業者）の記載例	11
【参考】 大阪府気候変動対策の推進に関する条例及び同条例施行規則 （関係条文）	13

1. 制度の概要

○届出の対象となる事業者

電気需給がひっ迫するおそれがある期間に、大阪府の区域内に電気を供給、もしくは供給予定のある、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第三号に規定する小売電気事業者、及び同項第九号に規定する一般送配電事業者（以下「小売電気事業者等」という。）が該当します。

○電気需給がひっ迫するおそれがある期間

電気需給がひっ迫するおそれがある期間は、次のとおりです。ただし、大阪府の区域内に係る電気の需給の見通しに照らして必要があると認めるときは、期間を臨時に変更することがあります。

・夏季：7月1日から9月30日まで ・冬季：12月1日から3月31日まで

○電気需給がひっ迫するおそれがある期間の前に「電気需給対策計画書」を届出（条例第30条）

小売電気事業者等は、電気需給がひっ迫するおそれがある期間を計画期間として、大阪府の区域内における、料金制度などによる電気の需要の最適化や他社からの融通などの供給の確保のための対策、電気の需要の予測と供給能力の状況等を記載した「電気需給対策計画書」を作成し、次の時期までに大阪府知事に届出をしていただきます。

・夏季：6月末日 ・冬季：11月末日

○「電気需給対策報告書」は計画期間終了の翌月末までに届出（条例第31条）

小売電気事業者等は、計画期間終了の翌月末までに電気の需要の最適化や供給の確保のための対策、電気の需給の実績を記載した「電気需給対策報告書」を作成し、大阪府知事に届出をしていただきます。

・夏季：10月末日 ・冬季：4月末日

○届出概要の公表（条例第30条、第31条）

届出された「電気需給対策計画書」や「電気需給対策報告書」の概要は、大阪府のホームページ上で公表します。

○届出しない事業者の公表（条例第42条、第43条）

「電気需給対策計画書」や「電気需給対策報告書」の届出をすべき者が、正当な理由なく届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、大阪府知事は、必要な措置を講ずるよう勧告することができ、その勧告に従わない場合は、氏名等を公表します。

◎「電気需給対策計画書」等の届出が不要になる場合

大阪府の区域内に係る電気の需給の見通しに照らして、必要ないと認めるときは、「電気需給対策計画書」の届出は不要となります。この場合は、「電気需給対策報告書」の届出も不要になります。（条例第30条ただし書き、条例第31条ただし書き）

「電気需給対策計画書」等の届出の要否について、大阪府ホームページ上でお知らせいたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

（大阪府ホームページ）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/huonndannka/houkokuseido.html>

なお、電源脱落等の事態が生じた場合には、届出不要のお知らせ後であっても、「電気需給対策計画書」等の届出を求める可能性がありますので、ご注意ください。

届出を不要とするのは、以下のような場合になります。

(1) 政府において、関西エリアを対象とした数値目標のある節電要請を行わない場合、または関西広域連合において数値目標または削減目安のある節電要請を行わない場合。

(2) その他、知事が届出不要と判断したとき。

○届出の方法

次の①から③のいずれかの方法にて、届出することになります。いずれの方法においても、法人（団体）の代表者印は不要です。

①電子申請による届出

届出についての詳細方法は以下を参照ください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/ondankaboushi_jourei/ondanka_todokede.html

②持参による届出

あわせてメールにより電子ファイルを提出ください。

③郵送による届出

あわせてメールにより電子ファイルを提出ください。

※副本と返信用封筒を同封されても、返送できませんのでご注意ください。

(注意)

①から③のいずれも、代表者と異なる者（工場長、支店長等）が届出者となる場合、代表者による委任状が必要になります。

○問合せ先・届出先

大阪府 環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 気候変動緩和・適応策推進グループ

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階

電話：06-6210-9553

E-mail：eneseisaku-03@gbox.pref.osaka.lg.jp

2. 電気需給対策計画書の作成

電気需給対策計画書は、大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則（以下「規則」という）第36条で定める様式を用いて作成します。

電気需給対策計画書の記載例を以下に示します。

(1) 電気需給対策計画書（表紙）の記載例

様式第12号（第36条関係）

電 気 需 給 対 策 計 画 書		
年 月 日		
大 阪 府 知 事 様		
届出者 住 所 <u>大阪府〇〇市〇〇1-1</u> 氏 名 <u>株式会社〇〇</u> <u>代表取締役 大阪 太郎</u> (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
大阪府気候変動対策の推進に関する条例第30条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。		
電気事業の概要	<u>小売電気事業者として、関西地域、関東地域及び中部地域で電力の小売を実施するとともに、発電事業者から受けた電気を小売電気事業者等に供給している。</u>	
府の区域内に係る電気の需要の最適化及び供給の確保のための対策についての計画	別紙のとおり	
府の区域内に係る電気の需要の予測及び供給能力の状況	別紙のとおり	
連絡先	部署名	<u>電力事業部電力小売課</u>
	電話番号	<u>06-9999-9999</u>
	電子メールアドレス	<u>denryoku@osaka.co.jp</u>
※整理番号	※受理年月日	年 月 日

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

(2) 別紙（一般送配電事業者）の記載例

供給区域内で電気の需給調整を行っており、府の区域だけを区分することが難しい場合は、大阪府域を含めた供給区域内について記載してください。

別紙

1 計画の期間 20XX年7月1日～20XX年9月30日

2 計画の区域 関西エリア（大阪府、京都府、兵庫県（一部を除く）、奈良県、滋賀県、和歌山県ならびに三重県、岐阜県及び福井県の各一部

※ 「電気の需給」の地理的範囲は大阪府内であるため、条例の規定では府の区域内に関する情報の記載を求めています。しかし、現状では、供給区域内で電気の需給調整を行っており、府域だけを区分することは難しいため、結果として大阪府域を含めた供給区域内となります。

3 電気の供給の確保のための対策についての計画

事項名	計画内容（時期、規模等を含む。）
<u>他エリアから融通受電</u>	<u>エリア内の需給状況を改善する必要があると認められる時は、電力広域的運営推進機関に対して、速やかに、他の電気事業者に対して融通を指示する等の必要な措置を講じるよう要請</u>
<u>調整力公募の実施</u>	<u>周波数制御および需給バランス調整に必要となる調整力の確保</u>
<u>供給力公募の実施</u>	<u>電力需給ひっ迫時に追加で必要となる供給力の確保</u>
<u>送配電事業における見える化機器の整備</u>	<u>全国において順次スマートメーター化を実施。また、スマートメーターの設置を希望する一般消費者に対して、スマートメーターへの交換サービスを提供</u>
<u>送配電事業における情報提供環境の整備</u>	<u>HP上で「でんき予報」を公表し、供給力（kW）の確保状況、再エネ発電実績等を発信</u>
<u>非常時に備えた自家発電き増し対策の実施</u>	<u>当社が有する自家発事業者に関する情報等を元に、需給ひっ迫時に焚き増しを依頼する可能性のある自家発保有事業者のリストを整備し、それらの事業者と意見交換会を実施</u>

4 電気の需要の予測及び供給能力の状況

	7月	8月	9月
最大電力需要(万 kW)	〇〇	〇〇	〇〇
供給能力(万 kW)	〇〇	〇〇	〇〇
予備率 (%)	〇〇	〇〇	〇〇

<参考1>送配電事業における見える化機器の整備

【エネルギー小売事業者の省エネガイドライン [エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 2019年4月制定、2002年3月一部改訂] (抜粋)】

○送配電事業における見える化機器の整備 (15 ページ)

旧一般電気事業者は、高圧部門（工場等）については 2016 年度末までに全数のスマートメーター化を完了し、低圧部門についても東京電力管内では 2020 年度末までに完了し、日本全体では 2024 年度末までにスマートメーター化を図る計画となっている。

また、全ての電力会社は Home Energy Management System (HEMS) の設置等に伴いスマートメーターの設置を希望する一般消費者や、小売全面自由化後、小売事業者の切替えを希望する一般消費者に対しては、スマートメーターへの交換を遅滞なく行うことを表明している。

消費者の電気需要平準化の取組に資する措置として、これらの確実な実施が求められる。

○送配電事業における情報提供環境の整備 (15 ページ)

資源エネルギー庁が公表している「系統情報の公表の考え方」を踏まえ、一般送配電事業者は、自社のホームページにおいてエリア需給の予報や実績に関する情報を公表している。

今後も継続して行われることが望ましい。

(3) 別紙（小売電気事業者）の記載例

小売電気事業者の場合の別紙の記載例を以下に示します。

別紙

1 計画の期間 20XX年7月1日～20XX年9月30日

2 計画の区域 大阪府域

「大阪府域」としてください。
 なお、大阪府の区域だけを区分することが難しい場合は、府に相談してください。

3 電気の需要の最適化及び供給の確保のための対策についての計画

対象	事項名	計画内容（時期、規模等）
電気の需要の最適化	<u>再エネ余剰電力が発生している時間帯の需要を促進する取組み</u>	<u>再エネ余剰電力が発生している時間帯等、低負荷時に電気料金単価が割安になるよう、デマンドリスポンス料金を設定</u>
	<u>需給ひっ迫時の需要を抑制する取組み</u>	<u>夏の電力需要が高まる時期の日中や夕方に外出し、商業施設等で涼しく過ごす「クールシェア」を推奨し、家庭の電気使用量を抑えるキャンペーンを実施</u>
	<u>省エネ製品・サービスの提供</u>	<u>新たな省エネ製品・サービス（●●●サービス）の提供及びそれがもたらす省エネ効果の適切な算定、表示</u>
	<u>一般消費者に対する情報提供（類似世帯との比較情報等）</u>	<u>省エネ取組を実施しないことによって電気の支払料金に損失が発生していることを情報提供し、消費者の省エネ意識を促す（消費者への通知文一例：周辺世帯より〇〇%多く電気を消費しています。省エネをしなかったことにより●●円追加的な出費です）。</u>
電気の供給の確保	<u>非常時に備えた自家発電増し対策の実施</u>	<u>需給ひっ迫に備え、当社とデマンドリスポンス契約を結んでいる自家発電事業者のリストを作成し、一般送配電事業者に守秘義務契約を結んだ上で情報提供</u>
	<u>安定的な電力供給サービスのための対策の実施</u>	<u>需要家に対する安定的な電力供給サービスの継続を確保するため、相対契約や先物市場等を活用した供給力の確保やリスクヘッジ、デマンドリスポンス契約の拡充</u>

自社の需要家に対する電気の需要の最適化のための対策等を記入してください。

4 電気の需要の予測及び供給能力の状況

供給能力に大きな変動が生じることが予測される場合には、細分した期間ごとの値を示してください。

	7月	8月	9月
最大電力需要(万 kW)	〇〇	〇〇	〇〇
供給能力(万 kW)	〇〇	〇〇	〇〇
予備率 (%)	〇〇	〇〇	〇〇

各社のデータを個別に公表することは、他社との競争に関わる営業秘密など競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、届出の概要を公表する際は、各社の値を取りまとめた数値を公表します。

<参考2>一般消費者に対する類似世帯との比較情報の提供

【エネルギー小売事業者の省エネガイドライン [エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 2019年4月制定、2002年3月一部改訂] (抜粋)】

○小売事業における電気料金及びその他供給条件等の整備 (14 ページ)

時間帯別料金等の電気料金メニューは電気需要平準化に一定の効果をもたらす可能性があると考えられ、その普及拡大が重要である。

これに加え、一部の事業者によって電気料金メニュー以外にも電気需要平準化に効果が期待される様々な取組（クールシェア、デマンドリスポンス等）が既に進められており、これらについてもその電気需要平準化に資する取組としての有効性を評価し、検討・実施していくことが望ましい。

○エネルギー小売事業者による省エネ製品・サービス (4 ページ)

一般消費者の省エネを促進していくため、以下について検討することが望ましい。

- ・一般消費者の省エネ行動に繋がる料金メニュー、製品・サービスの提供
- ・一般消費者のエネルギー情報の第三者への提供を通じた、新たな省エネ製品・サービスの提供
- ・提供する省エネ製品・サービスがもたらす省エネ効果の適切な算定、表示

○一般消費者に対する類似世帯との比較情報の提供 (4 ページ)

一般消費者に対する類似世帯との比較情報の提供に当たっては、以下の事項に留意することが望ましい。

- 比較対象を的確に定義すること。特に、「他の家庭」を定義する上では、一般消費者の居住地域・世帯人数等の情報を取得し、属性が近い家庭を比較した結果を一般消費者に提供すること。
- エネルギー使用量が比較的小さい世帯は、類似世帯よりエネルギー消費量が小さいという情報を提供することで、エネルギー使用量の増加を招く可能性があることから、工夫して情報を提供するように留意すること。
- 消費者への訴求効果を増加させるため、可能な範囲で、省エネ取組を実施しないことによって損失が発生していることを情報提供すること。(例：周辺世帯より〇〇%多く電気を消費しています。省エネをしなかったことにより●●円追加的な出費です。)

3. 電気需給対策報告書の作成

電気需給対策報告書は、規則第 38 条で定める様式を用いて作成します。
 電気需給対策報告書の記載例を以下に示します。

(1) 電気需給対策報告書（表紙）の記載例

様式第 13 号（第 38 条関係）

電 気 需 給 対 策 報 告 書		年 月 日
大 阪 府 知 事 様		
届出者 住 所 <u>大阪府〇〇市〇〇1-1</u> 氏 名 <u>株式会社〇〇</u> 代表取締役 <u>大阪 太郎</u> (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
大阪府気候変動対策の推進に関する条例第 31 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。		
電気事業の概要	<u>小売電気事業者として、関西地域、関東地域及び中部地域で電力小売事業を実施するとともに、〇〇などを実施している。</u>	
府の区域内に係る電気の需要の最適化及び供給の確保のための対策	別紙のとおり	
府の区域内に係る電気の需給の実績	別紙のとおり	
連絡先	部署名	<u>電力事業部電力小売課</u>
	電話番号	<u>06-9999-9999</u>
	電子メールアドレス	<u>denryoku@osaka.co.jp</u>
※整理番号	※受理年月日	年 月 日

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

(2) 別紙（一般送配電事業者）の記載例

一般送配電事業者の場合、供給区域内で電気の需給調整を行っており、府の区域だけを区分することが難しい場合は、大阪府域を含めた供給区域内について記載してください。

別紙

1 計画の期間 20XX年7月1日～20XX年9月30日

2 計画の区域 関西エリア（大阪府、京都府、兵庫県（一部を除く）、奈良県、滋賀県、和歌山県ならびに三重県、岐阜県および福井県の各一部

※ 「電気の需給」の地理的範囲は大阪府内であるため、条例の規定では府の区域内に関する情報の記載を求めています。しかし、現状では、供給区域内で電気の需給調整を行っており、府域だけを区分することは難しいため、結果として大阪府域を含めた供給区域内となります。

3 電気の供給の確保のための対策

事項名	対策内容（時期、規模等を含む。）
<u>他エリアから融通受電</u>	<u>8月10日に電力広域的運営推進機関に対して、他エリアの電気事業者に対して融通を指示するよう要請した。</u>
<u>調整力公募の実施</u>	<u>周波数制御および需給バランス調整に必要となる調整力の確保のため、調整力電源等を公募により募集した。</u>
<u>供給力公募の実施</u>	<u>今年度冬季において関西エリアで不足する供給力の追加的確保策として、供給力公募を実施した。</u>
<u>送配電事業における見える化機器の整備</u>	<u>全国において順次スマートメーター化を実施した。また、スマートメーターの設置を希望する一般消費者に対して、スマートメーターへの交換サービスを提供し、スマートメーター化を促した。</u>
<u>送配電事業における情報提供環境の整備</u>	<u>HP上で「でんき予報」を発信し、各地域で日々のピーク需要をまかなう供給力（kW）が確保されているかどうかを公表した。併せて、時間毎の太陽光発電実績状況、全体の使用量に占める太陽光発電割合を発信した。</u>
<u>非常時に備えた自家発電増し対策の実施</u>	<u>平時から、当社が有する自家発電事業者に関する情報等を元に、需給ひっ迫時に焚き増しを依頼する可能性のある自家発電保有事業者のリストを整備し、それらの事業者と意見交換会を実施した（●月に実施）。</u>

4. 電気の需給の実績

最大需要日	時間	最大需要実績 (万 kW) (①)	供給能力 (万 kW) (②)	使用率 (%) (①/②)
<u>8月15日</u>	<u>〇～〇時</u>	<u>〇〇</u>	<u>〇〇</u>	<u>〇〇</u>
<u>8月9日</u>	<u>〇～〇時</u>	<u>〇〇</u>	<u>〇〇</u>	<u>〇〇</u>
<u>7月28日</u>	<u>〇～〇時</u>	<u>〇〇</u>	<u>〇〇</u>	<u>〇〇</u>

上位3日間の最大需要となった時間帯における値を記載してください。なお、電力需給がひっ迫した場合は、上位3日に限らず、必要に応じて府が指定することがあります。

(3) 別紙（小売電気事業者）の記載例

小売電気事業者の場合の別紙の記載例を以下に示します。

別紙

1 計画の期間 20XX年7月1日～20XX年9月30日

2 計画の区域 大阪府域

「大阪府域」としてください。
 なお、大阪府の区域だけを区分することが難しい場合は、府に相談してください。

3 電気の需要の最適化及び供給の確保のための対策

対象	事項名	対策内容（時期、規模等）
電気の需要の最適化	<u>再エネ余剰電力が発生している時間帯の需要を促進する取組み</u>	<u>再エネ余剰電力が発生している時間帯等、低負荷時に電気料金単価が割安になるよう、ディマンドリスpons料金を設定した。</u>
	<u>需給ひっ迫時の需要を抑制する取組み</u>	<u>夏の電力需要が高まる時期の日中や夕方に外出し、商業施設等で涼しく過ごす「クールシェア」を推奨し、家庭の電気使用量を抑えるキャンペーンを実施した。</u>
	<u>省エネ製品・サービスの提供</u>	<u>新たな省エネ製品・サービス（●●●サービス）を提供し、それがもたらす省エネ効果の適切な算定、表示することで、その活用を促した。</u>
	<u>一般消費者に対する情報提供（類似世帯との比較情報等）</u>	<u>省エネ取組を実施しないことによって電気の支払料金が損失が発生していることを情報提供し、消費者の省エネ意識を促した（消費者への通知文例：周辺世帯より〇〇%多く電気を消費しています。省エネをしなかったことにより●●円追加的な出費です）。</u>
電気の供給の確保	<u>非常時に備えた自家発電き増し対策の実施</u>	<u>需給ひっ迫に備え、当社とディマンドリスpons契約を結んでいる自家発保有事業者のリストを作成し、一般送配電事業者に守秘義務契約を結んだ上で情報提供を行った。</u>
	<u>安定的な電力供給サービスのための対策の実施</u>	<u>需要家に対する安定的な電力供給サービスの継続を確保するため、相対契約や先物市場等を活用した供給力の確保やリスクヘッジ、ディマンドリスpons契約の拡充を行った。</u>

自社の需要家に対する電気の需要の最適化のための対策等を記入してください。

4 電気の需給の実績

最大需要日	時間	最大需要実績 (万 kW) (①)	供給能力 (万 kW) (②)	使用率 (%) (①/②)
8月15日	〇～〇時	〇〇	〇〇	〇〇
8月9日	〇～〇時	〇〇	〇〇	〇〇
7月28日	〇～〇時	〇〇	〇〇	〇〇

一般送配電事業者が示す上位3日間の最大需要となった時間帯における値を記載してください。

※ 最大需要の上位3日間とその時間帯は、当該時間帯が確定した段階で、電気需給対策計画書を届出いただいた小売電気事業者の皆様にご連絡します。

なお、電力需給がひっ迫した場合は、上位3日に限らず、必要に応じて府が指定することがあります。

各社のデータを個別に公表することは、他社との競争に関わる営業秘密など競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、届出の概要を公表する際は、各社の値を取りまとめた数値を公表します。

【参考】大阪府気候変動対策の推進に関する条例及び同条例施行規則（関係条文抜粋）

条例	条例施行規則
<p>第四章 エネルギーの使用の抑制等に関する情報の交換の促進 （エネルギーの使用の抑制等に関する情報の提供）</p> <p>第二十九条 府の区域内にエネルギーを供給する事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者（以下「小売電気事業者等」という。）並びにガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者に限る。以下「エネルギー供給事業者」という。）は、エネルギーの使用の抑制、電気のエネルギー源としての再生可能エネルギー源（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー源をいう。）の利用及び電気の需要の最適化に係る情報の提供に努めなければならない。</p> <p>（電気需給対策計画書の作成等）</p> <p>第三十条 小売電気事業者等は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した電気の需給についての対策に関する計画書（以下「電気需給対策計画書」という。）を作成し、規則で定める時期までに、知事に届け出なければならない。ただし、府の区域内に係る電気の需給の見通しに照らして知事が特に必要ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 電気事業の概要</p> <p>三 府の区域内に係る電気の需要の最適化及び供給の確保のための対策についての計画</p> <p>四 府の区域内に係る電気の需要の予測及び供給能力の状況</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p>	<p>第四章 エネルギーの使用の抑制等に関する情報の交換の促進</p> <p>（電気需給対策計画書の作成等）</p> <p>第三十六条 条例第三十条第一項の規定による届出は、電気需給対策計画書（様式第十二号）を提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項の電気需給対策計画書は、毎年、七月一日から九月三十日まで及び十二月一日から翌年三月三十一日までの期間の計画について作成しなければならない。</p> <p>3 条例第三十条第一項の規定による届出は、毎年、次の各号に掲げる計画の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。</p> <p>一 七月一日から九月三十日までの期間の計画 六月末日</p> <p>二 十二月一日から翌年三月三十一日までの期間の計画 十一月末日</p> <p>4 知事は、府の区域内に係る電気の需給の見通しに照らして必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、第二項の期間及び前項の届出の時期を臨時に変更することがある。</p>

条例	条例施行規則
<p>2 知事は、前項の規定による電気需給対策計画書の届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。</p> <p>(電気需給対策報告書の届出)</p> <p>第三十一条 小売電気事業者等は、規則で定めるところにより、電気需給対策計画書に基づいて行った電気の需要の最適化及び供給の確保のための対策並びに電気の需給の実績を記載した報告書（以下「電気需給対策報告書」という。）を作成し、規則で定める時期までに、知事に届け出なければならない。ただし、前条第一項ただし書きの場合は、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による電気需給対策報告書の届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。</p> <p>(エネルギーの使用の抑制等に関する情報の交換の促進)</p> <p>第三十二条 府は、府、市町村、府民、事業者及びエネルギー供給事業者相互間の第二十九条の情報、第三十条第一項及び前条第一項の規定による届出の内容その他電気の需給に関する情報及び意見の交換が促進されるための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(電気需給対策計画書の公表)</p> <p>第三十七条 条例第三十条第二項の規定による公表は、同条第一項第一号から第四号までに掲げる事項について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(電気需給対策報告書の届出等)</p> <p>第三十八条 条例第三十一条第一項の規定による届出は、電気需給対策報告書（様式第十三号）を提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項の電気需給対策報告書は、第三十六条第二項に規定する期間ごとに作成しなければならない。</p> <p>3 条例第三十一条第一項の規定による届出は、毎年、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。</p> <p>一 七月一日から九月三十日までの期間の報告 十月末日</p> <p>二 十二月一日から翌年三月三十一日までの期間の報告 翌年四月末日</p> <p>4 第三十六条第四項の規定は、第二項の期間及び前項の届出の時期について準用する。</p> <p>(電気需給対策報告書の公表)</p> <p>第三十九条 条例第三十一条第二項の規定による公表は、次に掲げる事項について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一 条例第三十条第一項第一号及び第二号に掲げる事項</p> <p>二 電気の需要の最適化及び供給の確保のための対策の実施状況</p> <p>三 電気の需給の実績</p>

条例	条例施行規則
<p style="text-align: center;">第七章 雑則</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第四十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める措置の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第三十条第一項の規定による届出をした小売電気事業者等 電気の需給についての対策に係る措置</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>(勧告)</p> <p>第四十二条 知事は、(略)、第三十条第一項若しくは第三十一条第一項(略)の規定による届出をすべき者が、正当な理由なく当該届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき(略)は、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>(勧告に従わない者の公表)</p> <p>第四十三条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。</p>	